

第144回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 参加者委員

福永健司委員（部会長）、青山定敬委員、清宮敏子委員、鎌田直人委員、
武藤敏雄委員

2 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

3 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第6号までの案件について審議がなされ、全ての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(変更)工場、事業場の設置(太陽光発電所の設置)]

委員：森林の現況のうち広葉樹林は同じような密度で均等に混ざっているのか、それとも環境傾度によって生育場所や密度に偏りがあるのか。また、造成森林については、どのような配植をするのか。

事務局：環境傾度によって広葉樹林の生育場所等の偏りがある。事業者はスタジイ、シラカシを1：1で植栽するように計画を見直しており、残置森林等の保全管理計画書を提出している。

委員：町のため池が濁るということであるが、早急な対策が必要である。すでに対応しているのか。

事務局：場内には複数の仮設沈砂池が設置されており、盛土法尻に土砂流出防止柵を設置して濁水が流出しないよう対策を行っている。なお、防災施設の先行施工を徹底するよう指導しており、各調節池の堤体及び放流塔は、おおむね施工が終了している。そのため、現在、濁水等が流出する恐れは低くなっている。

委員：変更計画による集水面積の増加に伴い開発区域外への排水量が増えますがこれについて関係機関と協議済みか。

事務局：調節池からの許容放流量は、直接放流域を除外した集水面積を対象として算定し、オリフィスを再設計している。今回の変更申請により直接放流量は増加するが、調節池からの放流量が減少し、開発区域外への排水量は変わらない。また、堆砂容量及び、調節池必要容量は減少となるが、調節池堤体の設計は変更していない。
敷地外にある直接放流先の側溝等は市の土地となっており、事業者は、現況、用悪水路の改修について市と協議済みである。また、今回の変更申請について、市から「支障なし」と意見があったため問題ない。

○第2号案件 [(変更)土石等の採掘(砂利採取)及び工、場事業場の設置(倉庫、事務所、駐車場工事)]

委員：植栽されたクロマツの生育状況はどうか。

事務局：クロマツは植栽後、半年程度しか経過していないが、苗木が活着していることを確認している。

委員：造成森林の植栽樹種はスギ、コナラ、ヤマハギとあるが、均等の混植ではないか。

事務局：均等の混植ではない。ヤマハギは肥料木として、植栽される計画となっている。

委員：調整池L型擁壁の安定計算は問題ないということだが、擁壁の高さに対して基礎コンクリート及び基礎砕石の幅が短いように思う。L型擁壁の底部の幅と突出し鉄筋長の幅まで基礎コンクリート及び基礎砕石を設置するものと思っていた。確認になるが、現状図面で問題ないということか。

事務局：本案件の場合、事業者が実施した地盤調査により、十分に地耐力があることが確認されている。基礎コンクリート及び基礎砕石はL型擁壁設置の際の施工性確保の為に設置する計画となっており、地盤支持力の確保のために設置するものではないことから、現状の図面で問題はない。

ただし、表示している図面はあくまでも標準図であり、施工上、必要に応じて、突き出し鉄筋の部分まで、基礎コンクリート及び基礎砕石を設置するとのことであった。

○第3号案件 [(変更) 土石等の採掘 (砂利採取) について]

委員：造成森林に植栽するクロマツとコナラは均等な混植なのか、それともメリハリを付けた配植をするのか。

事務局：植栽する樹種はクロマツとヒノキであった。混植する計画となっている。

○第4号案件 [(変更) 住宅団地の造成 (住宅施設) 及び工場、事業場の設置 (大学施設、商業施設及び物流施設の造成) について]

委員：植栽樹種に異論はないが、どのような配植をするのか知りたい。

事務局：地域の森林に戻すことをコンセプトとして、複数の樹高の苗木を植栽します。

○第5号案件 [(変更) 土石等の採掘 (砂利採取) について]

委員：外来種であるキリを積極的に植栽する意図は何か。

事務局：事業計画に早成桐育成事業があり、事業の一環として植栽する計画となっている。また、地元からもキリの植栽を要望されている。

委員：ハンノキは湿地に生えるハンノキのことか。それともヤマハンノキのことか。あるいは別のハンノキ属の種なのか。

事務局：ヤマハンノキである。自社で実験圃場をもっており、その植栽実績から選定している。

委員：拡大区域が広範囲の残置森林だが、区域内の森林整備については考慮されているのか。

事務局：申請書に添付された残置森林等の保全管理計画書に従って、残置森林を整備する計画とされている。

委員：本案件は、今回の変更で19回目になる。今回の変更は、現状の残置森林まで面積を広げて採掘する計画のようだが、新たに採掘する面積と比較して、拡大した区域が広いように感じた。拡大した区域は、今回申請された開発行為の目的実現のための必要最小限度の面積といえるのか。

事務局：審査基準第2章第1の2の適正な開発規模は、「開発行為に係る森林の土地の面積」である開発区域の面積が必要最小限度かどうかを審査する基準である。今回の変更により拡大する開発区域は、新たに採掘する面積と同じであり、拡大する事業区域のほとんどは残置森林である。審査基準で定める残置森林以上の林帯幅を確保することについては、周辺地域の環境への影響を緩和すると思慮されるので、支障ないと判断した。

また、今回、南東方向に残置森林として拡大した区域についても、事業者は今後、砂利採取を目的とした開発の意思を示している。

なお、その計画が提出された際は、尾根をこえた南東方向が開発区域となるため、排水施設等についても十分審査・確認をする。

○第6号案件 [(変更) 宿泊施設、レジャー施設の設置について]

委員：落差桧、管理桧の数量が減っているのは高耐圧ポリエチレン管使用の場合勾配設置が可能となるからか。

事務局：管種の変更及び動線の変更に伴い、桧の配置を再検討した結果、縦断勾配の落差を解消できたため、4箇所桧を削除する計画となった。

○全体を通して

委員：植栽樹種だけを見るとおかしな組み合わせ（スギとコナラなど）に思える案件があり、実際は樹種によって植栽場所が異なると思うが、説明をしていただくと有り難い。

切土法面、場合によっては盛土法面も表面侵食等の防止を図る目的の緑化だけで済まされているが、今の時代それでいいのか。

事務局：土地利用計画の平面図の造成森林等のエリア毎に植栽概要を明記するなど検討する。

法面に対する緑化や植栽については、審査基準及び緑化技術指針に基づき指導を行っており、本案件の場合は、切土盛土問わず緩勾配の法面には植栽するよう指導している。ただし、(独)水資源機構の地上権設定により植栽が認められない箇所や防災施設等の維持管理に支障をきたすような箇所については造成緑地とすることを認めている。

できる限り植栽するよう指導しているが、審査基準の「災害の防止」の観点から、表面侵食等の防止を図る目的の法面緑化を重要視している。

今後、表面侵食等の災害防災の観点のみではなく、在来種保護や景観保全の観点から緑化の指導を行うことも検討していければと思う。